

スポーツ基本法

[平成二十三年六月二十四日号外法律第七十八号]

[総理・総務・財務・文部科学・厚生労働・経済産業・国土交通大臣署名]

[昭和三六年六月一六日法律第一四一号(スポーツ振興法)を全文改正]

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。